発行日：令和6年11月1日
Page 1
301 号

上川路会計通信

税理士法人 上川路会計

■本店　下荒田事務所
■支店　名山町鹿児島ビル事務所

第301号

ごあいさつ

朝令暮改

代表
上川路　長生

“秋の日のヴィオロンのためいきの…”の古い教科書の一節を思い出す季節となりました。衆院選では与党の過半数割れで石破茂首相の前途多難、北朝鮮の暴風軍団の異名を取る特殊部隊のロシア派遣、そしてドジャース大谷翔平の、肩の亜脱臼の痛みに耐えてのワールド・シリーズ強行出場など、イライラ・ドキドキ・ハラハラの日を過ごしました。出水平野には冬の使者ツルの一陣が飛来し、黒酢の里福山では仕込み作業が始まって、いよいよ秋本番です。

石破首相は総裁選での約束を反故にして、『変節』『朝令暮改』など、さまざまな猛烈な非難の渦中で早期解散・総選挙へ突き進むしかありませんでした。派閥パーティ収入不記載事件(裏金)の悪影響を考慮して、勝敗ラインを自民党・公明党両党での過半数を目指しました。全身全霊を尽くして厳しい選挙を戦い抜いた結果が、与党で過半数にはるか及ばない、惨敗に終わったのです。

石破カラーを封印した、安全運転に徹した選挙戦となりました。日頃は正論を説き国民的人気が高く、ここ数年の世論調査で首相として日本の命運を担うにふさわしい人物として高評価を得て、トップの座を譲ることはありませんでした。日本の現況を見渡すと安全保障環境は厳しくて、地方は人口は減少して、国民は物価上昇に苦しみ、世界有数の災害大国でもあって、日本丸は大荒海を難破船での航海中にあります。ところが選挙の争点が、“裏金”一点集中に絞り込んだ野党の術中にはまり、石破政権は完敗となってしまいました。

当初大激戦といわれて、全世界が固唾を呑んで見守った米大統領選は、11月5日投開票されてハリス副大統領の終盤の失速で、トランプ前大統領の圧勝に終わりました。初の女性大統領誕生かと期待された“ガラスの天井”は破ることはできませんでした。勝敗を分けるといわれた、東ペンシルベニア州中西部ウィスコンシン州など激戦7州の全てをトランプ氏が制したのです。

返り咲きを決めたトランプ氏は、勝利宣言して『アメリカを再び偉大に』と語りました。国際同盟軽視の姿勢で我流の米国第一主義を貫き、同盟国に新たな緊張をもたらす『トランプ劇場』が、再び幕を開けました。

今年のノーベル平和賞が、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)に授与されることが決まりました。広島・長崎に原爆が投下されて来年8月で80年の節目を迎えます。『ふたたび被爆者をつくるな』と訴え続けた被団協は、世界の反核運動を先導してきました。ノーベル賞委員会は授賞理由として、『核兵器が二度と使われてはならないことを、証言を通して示した。80年近く核兵器が使われていないのは、彼らの貢献のおかげでもある』と高く評価しました。そして、ロシアによるウクライナ侵攻や、北朝鮮の核ミサイル開発などで核の脅威が増す中で、核なき世界に向けた機運への狙いもありました。危惧されているのは、被爆者たちの高齢化が進み、次世代への円滑な継承がなされるのか課題となっています。唯一の被爆国として、日本の取り組みが問われています。

大リーグ・ドジャースの大谷翔平の後世に残る獅子奮迅の活躍は、毎朝の会話を活気づけてくれました。大谷選手待望の“ヒリヒリする10月”のポストシーズンで、仲間を鼓舞する勇姿に元気を貰うことで、一日が楽しいものになりました。念願のワールド・シリーズに勝ち進み宿敵ヤンキースの主砲アーロン・ジャッジとの直接対決は、ファンを熱狂させて伝説として語りつがれることでしょう。ドジャースはヤンキースに完勝して、見事世界一の快挙を成し遂げたのです。　（令和６年１１月吉日）

目　次

ごあいさつ　“朝令暮改”　・・・1P
税務カレンダー　・・・2P
2024年11月・12月の経理・税務チェックリスト　・・・3P
会計・税務のQ＆A！
“令和6年分年末調整”　・・・4・5・6・7P
職員コラム 今月の担当：浮津　史昭　・・・7P
随想　“『百年のメッセージ』
上川路 美恵野”　・・・8P

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！

2024年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3 文化の日	4 振替休日	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日
24	25	26	27	28	29	30
12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7

〈９月決算会社申告書提出〉

12月2日まで
- ９月決算法人の確定申告
- ３月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - １２月決算法人　　第３四半期分
  - ３月決算法人　　第２四半期分
  - ６月決算法人　　第１四半期分
- ３・６・９・１２月決算法人・個人事業者の３月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が４，８００万円超の８月、９月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告
- 特別農業所得者の予定納税額の納付
- 所得税の予定納税額の納付（第２期分）

１１月１１日まで
- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

１１月１５日まで
- 所得税の予定納税額減額申請

■１１月中において各都道府県の条例で定める日
- 個人事業税の第２期分の納付

2024年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27 上川路仕事納め	28
29	30	31	1/1 正月休み	1/2	1/3	1/4
1/5	1/6 仕事始め	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11

〈１０月決算会社申告書提出〉

1月6日まで
- １０月決算法人の確定申告
- ４月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - １月決算法人　　第３四半期分
  - ４月決算法人　　第２四半期分
  - ７月決算法人　　第１四半期分
- １・４・７・１０月決算法人の３月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 年税額４，８００万円超の９月、１０月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告（８月決算法人は２ヶ月分）

１２月１０日まで
- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年６月～１１月分）の納付

■ 本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

■ 本年最後の給与の支払をする時
- 給与所得の年末調整

■ １２月中の市町村条例で定める日
- 固定資産税（都市計画税）の第３期分の納付

2024年11月の経理・税務チェックリスト

年末調整の準備

☐ 年末調整は、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。従業員全員から申告書や必要資料を収集したり、所得税の精算をする必要があるため、かなりの時間と手間が必要となる業務です。令和6年分については、定額減税に関する事務（年調減税事務）も加わります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

4～7ページの会計・税務のQ&A「令和6年分年末調整」もぜひご覧ください!!

年末賞与の支払準備

☐ 今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

売掛金の回収

☐ 年末から年度末にかけての資金繰りを確保するためにも、得意先管理を徹底して売掛金の回収に努める必要があります。営業に対して売掛金の回収状況などをまとめた資料を提出するなどのサポートを行いましょう。

年末の多忙時の対策

☐ これから年末にかけて特に忙しくなり、思いがけない処理の誤りが生じがちです。日常的な業務も気を抜かず、スケジュールを立てて事前準備とダブルチェックを加えるなど、ミスが起こりにくい体制を整えましょう。

2024年12月の経理・税務チェックリスト

年末調整の実施

☐ 年末調整の計算月です。年末調整事務に際しては、申告書や必要書類を各社員から提出してもらう必要があります。また、必要に応じて従業員等のマイナンバーの収集及び本人確認の実施も行わなければなりません。取扱のルールを確認し慎重に行いましょう。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なりますので、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

新年度の源泉徴収事務の準備

☐ 給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また、当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出（1月）に向け、早めに準備をしましょう。

賞与支払届の提出

☐ 賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

会計・税務のＱ＆Ａ！

テーマ『令和６年分年末調整』

令和６年6月から実施されている定額減税は、年末調整で過不足分の計算と精算を行う必要があります。年調減税では、改めて年末調整時点で定額減税額を算出し、年間の徴収税額との精算を行わなければなりません。 国税庁のホームページに年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など公表されていますので、早めの準備をしていきましょう。

国税庁　各市町村HP参照

●令和６年分年末調整 各種控除額の確認

年末調整に当たっては、まず、扶養控除等（異動）申告書などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。

年末調整において、各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表①～⑥のとおりです。

なお、本年の年末調整においては、定額減税を実施することとされており、その減税に当たり必要となる年調減税額の計算に当たっては、扶養控除等（異動）申告書、配偶者控除等申告書などから同一生計配偶者の有無と年少扶養親族を含む扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の数を確認する必要があります。

申　告　書	控　除	様式
①令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	定額減税、扶養控除、障害者控除、 寡婦控除、 ひとり親控除、勤労学生控除	A

A 令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

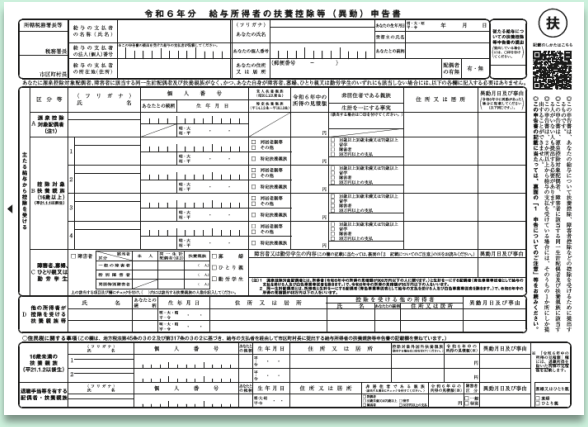
令和６年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

本年の中途で、

1　控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。

2　あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。

3　同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

【扶養控除等（異動）申告書チェック表】

□扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。（令和6年入職の職員等）

□令和6年入職者の方　令和6年中に前職歴がありますか。（ある場合は**前職の源泉徴収票**が必要）

□本年度中に控除対象扶養者に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。（出産や結婚、離婚等）

□控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は48万円以下となっていますか。（給与所得だけの場合は給与の収入金額が103万円以下）

□特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。

□寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。

□海外に住む配偶者又は扶養家族（国外居住者）がいますか。（いる場合は**送金書類等**が必要）

★「令和6年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は令和5年分の年末調整の際に職員から回収している事業所が大半を占めると思います。 令和6年分に関しては定額減税の対象者を確認する資料ともなりますので、扶養対象者の変更がないかをしっかりと確認しましょう!

申　告　書	控　　除	様式
②令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除、(定額減税)	B
③令和6年分 給与所得者の配偶者控除等申告書　兼　年末調整に係る定額減税のための申告書	定額減税、配偶者控除、配偶者特別控除	B
④令和6年分 所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除	B

B　令和6年分　給与所得者の基礎控除申告書　兼　給与所得者の配偶者控除等申告書　兼　年末調整に係る定額減税のための申告書　兼　所得金額調整控除申告書

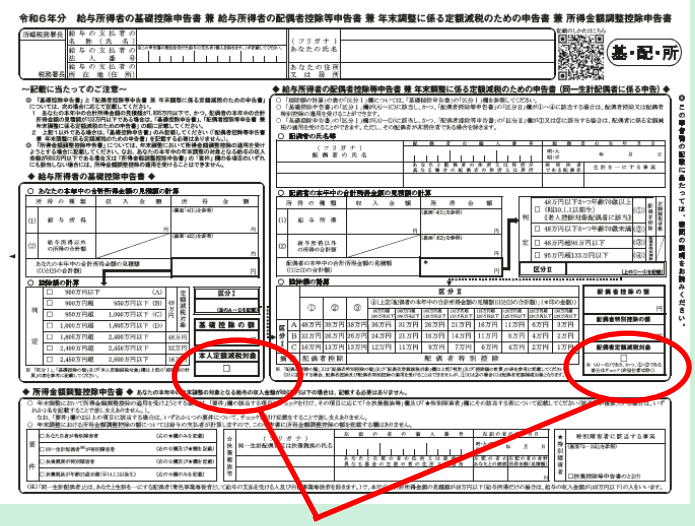

令和6年分は定額減税の対象になるかのチェック欄が追加されています

【基礎控除申告書チェック表】

□　合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。

【配偶者(特別)控除申告書チェック表】

□あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。

□配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。

□配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか。
※扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です。

【所得金額調整控除申告書チェック表】

□あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は850万円を超えていますか。

申　告　書	控　　除	様式
⑤令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、 社会保険料控除(申告分)、小規模企業共済等掛金控除(申告分)	C

C　令和6年分　給与所得者の保険料控除申告書

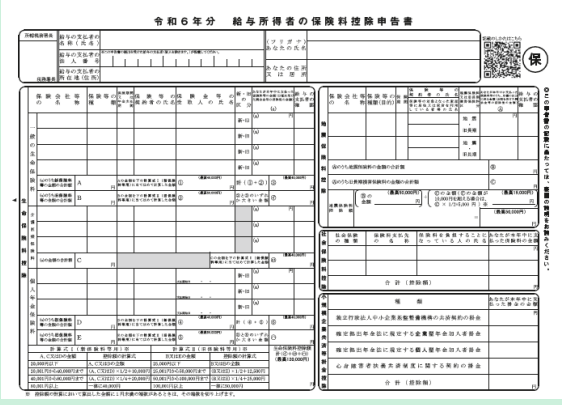

【給与所得者の保険料控除申告書チェック表】

□各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。

□生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。

□一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。

□地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。

添付資料：保険料控除証明書　等

申 告 書	控　除	様式
⑥令和6年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除、（定額減税）	D

D 令和6年分 給与所得者の（特定増 改築等）住宅借入金等特別控除申告書

【給与所得者の（特定増 改築等）住宅借入金等特別控除申告書チェック表】

□居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。

□ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。

□（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。

添付資料:金融機関からの年末借入金残高証明書

●令和６年分年末調整　Ｑ＆Ａ

年末調整について、比較的多く寄せられる質問等をピックアップしました。国税庁HP「令和6年分　年末調整Q&A 」等にてご確認下さい。

[Q] 当社の従業員Aは、本年１１月に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。
Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

[A] 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。
なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③１２月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が１０３ 万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。
Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

[Q] 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

[A] 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の人が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

[Q] 当社の従業員から、居住する市から調整給付金※の支払を受けたとの報告がありました。年末調整の際に、合計所得金額に給付金の額を加算する必要はありますか。また、定額減税を行っても良いですか。
※定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

[A] 各市町村において、所得税および個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方に対し支給される調整給付金は、所得税を課されないものとなりますので、本人の合計所得額に加算する必要はありません。
したがって、従業員の方が調整給付金を受けた場合でも、年調減税事務等に影響することはありません。

調整給付金は令和5年分の所得や控除（令和5年分確定申告書など）に基づき推計しています。
令和6年分所得税額が確定し、調整給付金が過給付となった場合、返金する必要はありません。
令和6年分所得税額が確定し、調整給付金に不足が生じた場合は、令和7年度以降に追加給付を行う予定です 。

[Q] 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

[A] たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月10日（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。
なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Tax により送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いします。

国税庁のHPの「年末調整がよくわかるページ（令和6年分）」にて年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ！」を紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「 ソロキャンプ 」

今月の担当：経営支援部　浮津　史昭

先月、子供たちを通じて知り合った親父会の仲間たちと、私にとっては小学校以来となるキャンプに行きました。

子供たちもそれぞれ大きくなって、皆、ある程度自分の時間を持てるようになり、近場でデイキャンプのような集まりはしてきましたが、今回は、指宿エコキャンプ場まで泊まり掛けの遠征を行いました。

昔とは違い、今流行りのソロキャンプの集まりで、食事の時は一緒に集まって過ごしますが、食事は自分の分だけを作り、それ以外は各々過ごす形式です。気の合った仲間たちと各々自由に過ごしますので、日頃の喧騒から解放され、煩わしさもなく、のんびりと過ごせます。今回のキャンプ場は、トイレやシャワー室、電源装置などの施設も充実しており、初めてキャンプされる方にはもってこいの場所だと思います。今回は、テント等をたくさん持っている仲間から道具等を借りましたが、今後は少しずつ道具を揃えていこうと思い、その道具（キャンプギアというらしいです）について仲間たちと語るのも最近の新たな楽しみで、私にとっては最高の酒の肴です。

時間に余裕が出来た際は、是非、ソロキャンプをしてみませんか？

ちなみに最近私が購入しましたキャンプギアです

随想『百年のメッセージ』 上川路美恵野

11月になっても暑いと思っていましたが、7日の立冬を合図のように急に冷え込んで確かな季節の移ろいに驚かされました。同時に令和6年もあと二か月であるという厳粛な事実を突きつけられて、あまりの時のたつ速さに寒気すら感じます。

あっという間の一年ですが、さて、この短い一年を重ね重ねた「百年」は、短いのか長いのか。

百年前の1924年の世界情勢は、第一次世界大戦後、世界の秩序について各国の思惑が絡み合い混とんとして、世界大戦の過ちを踏まえて創設された国際連盟の調整機能に限界が見え始めていました。元号で言えば大正13年であり、昭和・平成・令和の第二次世界大戦を含む激動期がこの百年でした。

日本では、大小さまざまな災害や社会経済の変動に翻弄されつつもここ80年ほどの間は、少なくとも戦争からは解放されていました。

しかし、長い日本の歴史の中で戦がない時代は、ほんの百年に満たない、ということそして、今の世界情勢を考えると、平和な時代がいかに稀有なことか、平和を維持することがいかに難しいのかを痛感します。だからこそ戦争の記憶のある世代のメッセージに耳を傾け、教えを心に刻み、自分たちが何をなすべきか頭を働かそうと思うのです。

ほんの百年、されど百年。人の齢で百年といえばかなりのご長寿です。今、戦争の証言者となることのできる貴重な世代の体験を意識して引き継ぎたいものです。

今年ちょうど百歳を迎えた影絵作家の藤城清治さんも、ご自身の作品に平和への想いを込めて発表し続けていらっしゃいます。

鹿児島の知覧特攻記念館も訪れ、美しくも哀しい作品を描きました。ご友人のお名前もその名簿に載っているとのことで、その時代を生きた方にしか伝えられない重みがあると思います

リビングかごしまで特集されていたインタビュー記事はこちらのバックナンバーで読めます。

「リビングかごしま 2024年８月１０日　１４５３号」
https://www.living-eye.com/backnumber/livingkagoshima240810/index_h5.html#1

また、齢百歳を待たずして、最近92歳で亡くなった絵本作家せなけいこさんの「いじわる」という作品は、ベトナム戦争を機に描かれたそうです。日経新聞一面コラム「春秋」で知り、読んでみました。

せっかく作ったゆきだるまが溶けるのがいやで、おひさまに「あっちいけ！」といった男の子にお日様が怒ってカンカンに暑くして雪だるまは溶け、それに怒った男の子は・・・、と絵本の形を借りて怒りや悪意が増幅しひろがっていく様を描き、「どうすればよかったのかな」と問いかけます。

せなさんのエッセイで書かれた「いじわるされた」ことをずっと覚えていた自分もまた誰かに「いじわるした」ことはきれいに忘れていた、というエピソードも併せて考えさせられます。　大きなことはできなくても、自分にできるまず第一歩は何かを教えられました。

「戦争のない時代」が百年といわずもっともっと続くように祈る秋です。

リビングかごしま 2024年8月10日　1453号

美恵野

いじわるをした子された子秋夕焼

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店　下荒田事務所
〒890-0056　鹿児島市下荒田4-1-9
TEL 099-252-7070　FAX 099-252-6400

（旧　甲南永山事務所）
TEL 099-255-3898　FAX 099-255-1992

■支店　名山町鹿児島ビル事務所
〒892-0821　鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
TEL 099-223-3465　FAX 099-223-4348

URL http://kamikawaji-kaikei.com/

上川路会計　検索

編集後記

つい先日まで日中は半袖でも過ごせるくらいの温かさでしたが、１１月に入りやっと秋らしくなってきました。

最近は一年中、何かしらの感染症が流行っていますが、朝晩が冷えるようになり、風邪をひきやすい季節です。手洗いうがいを徹底し、十分な栄養や睡眠を心がけて免疫を高めていきましょう。

編集委員　上川路美恵野　清水　関　鶴田　畠中(由)　横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！